

公益財団法人 日本骨髄バンク 賛助会員規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

第 1 次改正 平成 27 年 9 月 18 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「本法人」という。）定款第 5 7 条の規定に基づき、賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第 2 条 賛助会員は、本法人の目的に賛同し、本法人がこの目的を達成するために行う事業を支援する。

2 賛助会員の区分は、法人会員及び個人会員とする。

(入 会)

第 3 条 本法人に申し込みをした者で、理事長が入会を承認した者を賛助会員とする。

2 賛助会員になろうとする者は、別に定める「入会申込書」を本法人に提出しなければならない。

3 賛助会費を郵便振替用紙で入金した場合には「当該用紙」をもって入会申し込みをしたものとする。

(賛助会費)

第 4 条 賛助会費は、会計年度毎の会費とし、法人会員にあつては 1 口 10 万円、個人会員にあつては 1 口 1 万円とする。

2 既に賛助会員である者が継続して年会費を納入する場合にあつては、当該会計年度の上半期の末日までに納入しなければならない。

3 年会費の納入方法は、別に定める金融機関への振込みにより行うものとする。

(有効期限)

第 5 条 賛助会員としての有効期限は、年会費の納入日（翌会計年度の年会費の場合にあつては、当該年度の初日）からその日の属する会計年度の末日までとする。

2 賛助会員は、本法人に申し出ていつでも退会することができる。その場合、既に支払い済みの年会費は返還しない。

3 賛助会員である者が、特別の事情がなく前条第 2 項に定める年会費の納入期限を 3 ヶ月を超えて遅滞した場合には、退会したものとみなす。

附 則

1. この規程は旧法人の「賛助会員規程」（平成4年1月22日制定、平成20年9月3日第3次改正）を新法人移行に際して改正したものである。
2. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

